

広島県告示第八百九十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県北部建設事務所庄原支所において、令和四年十二月十五日までの間、縦覧に供する。

令和四年十二月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

庄原東城線

三 道路の区域

区 間		新 旧	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
新	旧				
庄原市東城町川西三二一番一六地先から 庄原市東城町川西三九二番一地先まで		六・四〇～一 四・七〇	八四・九〇	八四・九〇	
		一七・七〇～ 三四・九〇			拡幅